

妊娠の準備・妊娠がわかったら

※ 対象や支給額等の詳細は、
問合せ先へご確認ください。

妊娠準備

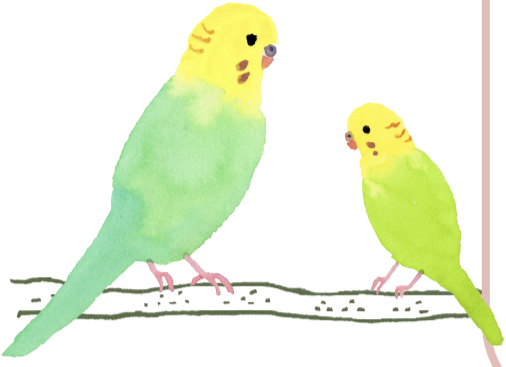
一般不妊治療費の助成

一般不妊治療（タイミング療法、人工授精など）に要した費用の一部を助成します。
<助成> 年度ごとに自己負担額の2分の1に対して5万円を限度に通算5年間

先進不妊治療費の助成

先進不妊治療（子宮内膜刺激術（SEET法）など）に要した費用の一部を助成します。
<助成> 1回あたりの自己負担額（5万円限度）の10分の7以内

<問合せ> りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555



妊娠

母子健康手帳の交付

<対象>

医師の検査により妊娠が確認された方

<必要なもの>

妊娠届出書（医療機関でもらえます）

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555

妊婦健診費用の助成

妊娠中に行う妊婦健診費用の一部を助成します。妊婦健診受診票は母子健康手帳とあわせて交付します。

<問合せ>

りふれ 保健係
☎ 0123-82-5555



妊婦健康相談

妊娠中を健康に過ごし、無事に出産が迎えられるように妊娠中の日常生活についてアドバイスを行います。

<問合せ>

りふれ 保健係
☎ 0123-82-5555



両親学級

妊婦さんとそのご家族を対象に講話や実習で妊娠や出産について学ぶ教室です。子育ての仲間づくりの機会にもなりますので、ぜひご参加ください。

希望者には個別にご案内しますので、希望される方はお申し込みください。

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555

出産・子育て応援事業

妊娠期～出産に向けた不安などに対する相談支援を行う「妊産婦等包括相談支援事業」と、妊婦さんの経済的な負担を軽減するための「妊婦のための支援給付金」（10万円）の支給を一体的に行います。

<問合せ>

りふれ 保健係
☎ 0123-82-5555



働きながらお母さんになる方へ

働く女性の妊娠・出産・育児について、法律で定められていることや、困った時の相談先などを紹介した厚生労働省の冊子がWEBで確認できます。

厚生労働省

働きながらお母さんになるあなたへ



初めましての日

<日時> 毎月第1火曜日 13:30～15:30

<対象> 0歳～就学前のお子さんとその保護者、
プレママ・プレパパ

子育て支援センターはいつでも気軽に利用できる場所ですが、初めの一歩がなかなか出せない方、どうぞこの日にご利用ください。

お申し込みが必要です。

<問合せ> 児童センター ぽっくる 内
子育て支援センター はぴはぽ
☎ 0123-76-7462

赤ちゃんが生まれたら



※ 対象や支給額等の詳細は、問合せ先へご確認ください。

出生届

<届出期限>

赤ちゃんが生まれた日を含め14日以内

<必要なもの>

出生証明書(医療機関でもらえます)
母子健康手帳

<問合せ>

役場 町民生活係 ☎ 0123-76-8012

出産祝金制度

出産児の親権者が、長沼町に出産日前引き続き1年以上住所を有し、かつ居住し子どもを出産した場合に、町が祝金を支給します。

<支給金額>

第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円

<問合せ>

役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013



妊産婦安心出産支援事業

妊産婦健診と出産にかかる交通費の一部を助成することで、安心して出産できる環境づくりをしています。

<対象者>

長沼町に住民登録のある妊産婦

<対象経費>

(1)妊娠届出後、出産までの健康診査14回分

(2)産後概ね1か月までの健康診査 1回分

(3)出産した時に要した交通費 1回分

※ 町外に里帰りした期間は除外

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555

産婦健診費の助成

産後概ね2週間と1か月の産婦に対し、産婦健診に係る費用の一部を助成します。

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555

1か月児健康診査費の助成

生後概ね1か月のお子さんに対し、1か月児健診に係る費用の一部を助成します。

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555

新生児聴覚検査費助成事業

新生児聴覚検査を受ける保護者の経済的負担を軽減するとともに新生児の聴覚障がい早期発見・早期療育を図るために、検査費の一部を助成しています。

<問合せ>

りふれ 保健係 ☎ 0123-82-5555



赤ちゃん訪問

出生から約1か月前後に町の保健師がご自宅へ訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康状態などを一緒に確認します。

さまざまな不安や悩みをサポートしています。

<問合せ>

りふれ 保健係
☎ 0123-82-5555

産後ケア事業

生後概ね1年未満の赤ちゃんとお母さんに対し、産後ケアに係る費用の一部を助成します。

<問合せ>

りふれ 保健係
☎ 0123-82-5555



乳幼児等医療費助成制度

高校卒業(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までのお子さんを対象に、町が医療費を助成します。

<助成金額>

医療費(町内外・入通院を問わず、保険診療の自己負担額)を全額助成

<問合せ>

役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013



産前産後の保険料の減免

(国民健康保険・国民年金)

<届出期間>出産予定日の6か月前から届出可能

国民健康保険者、国民年金1号被保険者が出産した場合に、出産(予定)日の属する月の前月から4か月(多胎妊娠の場合3か月前から6か月)分の保険料が免除されます。(国保:令和5年11月1日以降、年金:平成31年2月1日以降の出産が対象)

※ この制度の「出産」とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)早産の場合も対象となります。

<問合せ>

役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013

児童手当

<届出期間>出生日の翌日から15日以内

<対象者>高校卒業(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童を養育している保護者

3歳未満…月額15,000円

3歳～高校生年代(第1,2子)…月額10,000円

0歳～高校生年代(第3子以降)…月額30,000円

※ 第3子以降…支給認定を受けている児童及び児童の兄弟等のうち、最年長の子から数えて3人目以降の子

※ 児童の兄弟等…18歳に達する日以降の最初の3月31日を経過してから22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあって親等に経済的負担のある子

<問合せ>

役場 国保年金係 ☎ 0123-76-8013